

奈良市公報

第 3 2 9 号

(平成28年5月分)

平成28年11月28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目 次

規 則

- 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………2
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則……………2
- 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…2
- 奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則……2

告 示

- 予防接種の実施の一部改正……………3
- 一般競争入札の実施（3件）……………3
- 奈良市営住宅等空家入居者の募集……………4
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………4
- 自動車臨時運行許可番号標番号の失効……………4
- 開発行為に関する工事の完了……………4
- 放置自転車等の処分……………5
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………5
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………5
- 地縁による団体の認可（2件）……………6
- 一般競争入札の実施……………7
- 道路の位置指定の一部廃止……………7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………7
- 住居番号の設定……………7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………7
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………8
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………8
- 開発行為に関する工事の完了……………9
- 一般競争入札の実施（2件）……………9
- 放置自転車等の保管……………9
- 一般競争入札の実施……………10
- 奈良市虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示……………10
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………10
- 民生委員協議会を組織する区域……………10
- 民生委員の定数……………15
- 一般競争入札の実施……………15
- 放置自転車等の保管……………15
- 一般競争入札の実施（3件）……………15

- 放置自転車等の保管……………16
- 開発行為に関する工事の完了……………16
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金交付要綱……………16
- 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金交付要綱……………21
- 放置自転車等の保管……………27
- 包括外部監査契約の締結……………27
- 平成28年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算の要領……………27
- 放置自転車等の保管（2件）……………27
- 道路の位置指定……………28
- 平成28年度国民健康保険料の保険料率の決定……………28
- 平成28年度国民健康保険料の減額の額の決定……………28
- 道路の位置指定……………29
- 道路の位置指定の一部廃止……………29
- 放置自転車等の保管……………29
- 土地収用法の規定による裁決申請書等の写しの公衆縦覧……………29
- 土地収用法の規定による明渡裁決の申立てに係る書類の写しの公衆縦覧……………30
- 開発行為に関する工事の完了……………30
- 放置自転車等の保管……………30
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………30
- 奈良市議会定例会の招集……………31
- 公有財産の売払い（2件）……………31
- 公募型プロポーザルの実施……………31

監 査

- 地方自治法第199条第7項の規定による監査の実施結果……………32
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等…33
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………34

公 平 委 員 会

- 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………34
- 奈良市公平委員会処務規則の一部を改正する規則……35

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………35
- 一般競争入札の実施……………35
- 公募型プロポーザルの実施……………35
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………36
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………36

○奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程……	36
○奈良市企業局建設工事成績評定要綱……………	37
教 育 委 員 会	
○定例教育委員会の開催……………	38
農 業 委 員 会	
○農地部会の招集……………	38
○農政部会の招集……………	39
正 誤	
○正誤表……………	39

規 則

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年 5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第50号

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の施行期日を定める規則

奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例（平成28年奈良市条例第27号）の施行期日は、平成28
年 6月 1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成28年 5月30日揭示済）

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改
正する規則を定める規則をここに公布する。

平成28年 5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第51号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部
を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和41年
奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「104,570円」を
「104,950円」に、「56,790円」を「57,030円」に改め、同
表随時介護を要する状態の項中「52,290円」を「52,480
円」に、「28,400円」を「28,520円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補
償条例施行規則別表第 4 の規定は、平成28年 4月 1日以
後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の
期間に係る介護補償の額については、なお従前の例によ
る。

（平成28年 5月30日揭示済）

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成28年 5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第52号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第38号イ中「同条第 6 項」を「同条第10項
」に改め、同号中ヤをユとし、ヒからモまでをフからヤマ
でとし、同号ハ中「第36条第 3 項」を「第36条第 4 項」に
改め、同号ハを同号ヒとし、同号中ノをハとし、キからネ
までをクからノまでとし、カを削り、オをキとし、エをオ
とし、オの次に次のように加える。

カ 法第16条の 3 第 1 項の規定による検体の提出若し
くは検体の採取の勧告又は同条第 3 項の規定による
検体の採取の措置の実施、同条第 5 項（法第23条（
法第26条において準用する場合を含む。）において
準用する場合を含む。）の規定による通知若しくは
法第16条の 3 第 6 項（法第23条（法第26条において
準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）
の規定による書面の交付及び法第16条の 3 第
7 項の規定による検体の検査に関すること。

第 2 条第 1 項第38号中ウをエとし、イの次に次のように
加える。

ウ 法第15条第 3 項の規定による検体若しくは感染症
の病原体の採取又は検体の採取の求めに関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正
後の奈良市保健所長事務委任規則の規定は、平成28年 4月
1日から適用する。

（平成28年 5月30日揭示済）

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここ
に公布する。

平成28年 5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第53号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

奈良市建築基準法施行細則（平成元年奈良市規則第45号
）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「建築物は」を「政令第16条第 1 項各号
に掲げる建築物以外の特定建築物（法第12条第 1 項に規定
する特定建築物をいう。以下同じ。）は」に、「当該建築物
」を「同項各号に掲げる建築物及び特定建築物」に、「
同表」を「、政令第16条第 1 項各号に掲げる建築物にあっ
ては同表ア欄の当該各項に掲げる用途に応じ、同表ウ欄の
当該各項に掲げるとおりとし、特定建築物にあっては同
表」に改め、同項の表 4 項ア欄中「マーケット」の次に「
展示場」を加える。

第13条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」
に改め、同条第 1 項を次のように改める。

政令第16条第3項第1号に規定する昇降機及び政令第138条第2項各号に掲げる工作物に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、政令第16条第3項第2号に規定する防火設備に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は毎年4月1日から12月25日までとする。

第13条第4項中「第1項第1号に規定するエレベーター若しくはエスカレーター又は同項第3号に規定する工作物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村のエレベーター、エスカレーター及び工作物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該エレベーター等」を「第1項に規定する昇降機及び工作物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の昇降機及び工作物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、当該昇降機等」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第12条第3項の規定により市長が指定する政令第16条第3項各号に掲げるもの以外の特定建築設備等は、前条第1項の表のア欄に掲げる用途に供する建築物（同表1項、6項及び7項（ボーリング場及び水泳場に限る。）に掲げるものを除く。）で、3以上の階数を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものに設けられた法第28条第2項ただし書又は第3項の換気設備（自然換気設備を除く。）、法第35条の排煙設備で排煙機を有するもの及び同条の非常用の照明装置とし、当該特定建築設備等に係る報告の時期は、毎年4月1日から12月25日までとする。ただし、施行規則第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告の時期は、3年以内ごとの4月1日から12月25日までとする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第3項第1号に規定する昇降機（政令第129条の3第1項第3号に掲げる小荷物専用昇降機に限る。）及び政令第16条第3項第2号に規定する防火設備に係るこの規則による改正後の奈良市建築基準法施行細則第13条第1項の規定の適用については、平成30年3月31日までの間は、同項中「昇降機」とあるのは「昇降機（政令第129条の3第1項第3号に掲げる小荷物専用昇降機を除く。）」とし、「とし、政令第16条第3項第2号に規定する防火設備に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は毎年4月1日から12月25日までとする。」とあるのは「とする。」とする。

（平成28年5月30日揭示済）

告 示

奈良市告示第297号

平成28年奈良市告示第214号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成28年5月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のよう省略

（平成28年5月1日揭示済）

奈良市告示第298号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- 業 務 名 奈良市本庁舎産業廃棄物処理業務委託
- 業務場所 奈良市本庁舎
奈良市二条大路南一丁目1番1号
- 業務期間 平成28年6月6日から平成29年5月31日まで
- 業務概要 奈良市本庁舎産業廃棄物処理業務委託一式

以下省略

（平成28年5月2日揭示済）

奈良市告示第299号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

鴻ノ池運動公園現況調査測量業務委託ほか1件（各業務の業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

（平成28年5月2日揭示済）

奈良市告示第300号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

歩道安心安全整備工事（南永井町地内・南部第227号線）ほか19件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデ

ル型算出価格は別表のとおり)
以下省略
(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第301号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。
平成28年5月2日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第302号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲川元庸

【介護予防通所介護・地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970104275	奈良市三条大路二丁目1番10号	リハビリデイサービス nagomi奈良三条店	奈良市三条大路二丁目1番10号	ナラックス株式会社	平成28年4月30日
2970105066	奈良市登美ヶ丘4-4-4	リハビリデイサービス nagomi奈良学園前店	奈良市三条大路二丁目1番10号	ナラックス株式会社	平成28年4月30日

【介護予防訪問看護・訪問看護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2960190326	奈良市押熊町646-3ボナールA202号	アクア訪問看護ステーション	奈良市押熊町646-3ボナールA202号	株式会社アクアホーム	平成28年4月5日

(平成28年5月2日揭示済)

おり告示します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第303号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のと

自動車臨時運行許可番号標番号		失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良	2351	平成28年5月2日	省略	平成26年5月1日
奈良	2296	平成28年5月2日	省略	平成26年5月2日
奈良	2391	平成28年5月2日	省略	平成26年8月7日
奈良	2398	平成28年5月2日	省略	平成26年10月3日
奈良	2386	平成28年5月2日	省略	平成26年9月24日
奈良	2394	平成28年5月2日	省略	平成26年10月7日
奈良	2328	平成28年5月2日	省略	平成27年2月6日

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第304号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年11月24日 奈良市指令都整開 第15A-35号
平成28年3月17日 奈良市指令都整開 第15A-35-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成28年4月28日 第1523号
公共施設 平成28年4月28日 第721号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄北一丁目2781番2、2789番3、2789番4、2790番3、2792番1、2792番2、2792番4、2792番5、

2792番6、2793番5、2793番6及び2794番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区本町四丁目4番17号
アートプランニング株式会社
代表取締役 松藤 雅美

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路
奈良市富雄北一丁目2790番3の一部、2792番1の一部、2792番2の一部、2792番4、2792番5、2792番6、2793番5、2793番6及び2794番4の一部

(2) 下水道
奈良市富雄北一丁目2790番3の一部、2792番2の一部、2792番5の一部及び2794番4の一部
(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第305号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日
平成28年5月2日

4 処分対象自転車等の移動年月日
平成27年10月1日、同月5日、同月8日、同月13日、同月15日、同月19日、同月22日、同月25日、同月27日及び同月29日

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107245	奈良市都祁白石町1178	デイサービスセンター都祁の郷	奈良市西大寺東町一丁目2番2号	四葉創健株式会社	平成28年5月1日
2970107252	奈良市恋の窪一丁目2番2号	あすならハイツ恋の窪ケアプランセンター	奈良県大和郡山市宮堂字青木160番7	社会福祉法人協同福祉会	平成28年5月1日
2990100394	奈良市恋の窪一丁目2番2号	あすならハイツ恋の窪安心ケアシステム	奈良県大和郡山市宮堂字青木160番7	社会福祉法人協同福祉会	平成28年5月1日
2990100402	奈良市三条大路二丁目1番10号	レコードブック奈良三条	東京都中央区築地五丁目6番10号	株式会社インターネットインフィニティー	平成28年5月1日
2990100410	奈良市登美ヶ丘4-4-4	レコードブック奈良学園前	東京都中央区築地五丁目6番10号	株式会社インターネットインフィニティー	平成28年5月1日

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

1 指定年月日 平成28年4月16日

指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業者			事業所			サービ ス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101704	ヒューマンヘリテージ株式会社	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目1番67号	暮らしの応援ステーションそーら	630-8013	奈良県奈良市三条大路2-520-3	行動援護

2 指定年月日 平成28年5月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102363	一般社団法人 ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南 京終町四丁目337 番地1	一般社団法人 ずいおう	630-8141	奈良県奈良市南 京終町四丁目337番地 1	短期入所
2910102249	合同会社し あわせ工房	630-8357	奈良県奈良市杉 ケ町35-2中田 ビル101号	生活支援セン ターホホエモ	630-8357	奈良県奈良市杉ケ 町35-2中田ビル 101号	行動援護
2910102470	合同会社イ ノベイト	630-8144	奈良県奈良市東 九条町17番地の 1	イノベイト	630-8144	奈良県奈良市東九 条町17番地の1	就労継続支援 A型 就労移行支援

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲川元庸

- 名称
狭川東町自治会
- 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - 会員相互の親睦を図る。
 - 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - 防災、防犯活動の樹立協力
 - 美化、清掃等区域内の環境整備
 - 社会福祉活動に関すること及び関係団体との連絡調整
 - 集会施設の維持管理
 - その他、本会の目的を達成するため必要と認められること。
- 区域
本会の区域は、奈良市狭川東町175番地から473番地までの地域とする。
- 事務所
本会の主たる事務所は、奈良市狭川東町210番地の1に置く。
- 代表者の氏名及び住所
会長 山本 良憲
奈良市狭川東町419番地
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 代理人の有無
なし
- 規約に定めた解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成28年4月28日

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲川元庸

- 名称
船橋西自治会
- 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - 会員相互の親睦を図る
 - 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - 防犯対策の樹立、防犯協議会並びに警察の行う防犯活動への協力
 - 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - 集会施設の維持管理
- 区域
本会の区域は、奈良市船橋町15番地の4の地域とする。
- 事務所
本会の主たる事務所は、奈良市船橋町15番地の4304号に置く。
- 代表者の氏名及び住所
会長 山岡 義一
奈良市船橋町15番地の4 304号
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

- (1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成28年4月28日

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第310号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 奈良市立学校・園廃プラスチック類産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市内一円
- (3) 業務期間 平成28年6月1日から平成29年5月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 業務概要 奈良市立の学校・園から排出される廃プラスチック類産業廃棄物処理業務委託 一式

以下省略

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市告示第311号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年5月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市尼辻西町8番4号
申請者氏名	東中 次夫 東中 悦子
廃止する道路の位置	奈良市尼辻北町238番の一部
廃止する道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
廃止する道路の延長	34.879m
廃止年月日	平成28年5月6日
廃止番号	第H2802号

(平成28年5月6日揭示済)

奈良市告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事 務 所 の 所 在 地	奈良市学園朝日 元町二丁目 559番地の8	奈良市学園朝日 元町二丁目 559番地の38
代表者の氏名 及 び 住 所	田中 終吉 奈良市学園朝日 元町二丁目 559番地の8	稲子 希望 奈良市学園朝日 元町二丁目 472番地の6

2 変更の年月日

平成28年4月3日

(平成28年5月6日揭示済)

奈良市告示第313号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成28年5月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

(平成28年5月9日揭示済)

奈良市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成28年5月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
名称	開設者		
名称	主たる事務所の所在地		
なら訪問看護リハビリステーション	奈良県奈良市大安寺二丁目3番13号	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成28年4月1日
株式会社OBI	奈良県奈良市大安寺二丁目3番13号		
訪問看護ステーションみのり 奈良	奈良県奈良市杉ヶ町32番地4 プレストー一番館201号室	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成28年4月1日
トキノ株式会社	大阪府門真市末広町36番10号 アドラブル古川橋ウエスト		
ぐっど・たいむ	奈良県奈良市大宮町三丁目5番35号 アクティブ宝泉ビル5階	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年4月1日
社会福祉法人寧楽ゆいの会	奈良県奈良市菅原町48番地		
エルケア株式会社 エルケア新大宮ケアセンター	奈良県奈良市大宮町五丁目3-14 不動ビル201号室	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成28年4月1日
エルケア株式会社	大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階		
介護付有料老人ホームやまと	奈良県奈良市窪之庄町721番	居宅 特定施設入居者生活介護 介護予防 特定施設入居者生活介護	平成28年4月1日
社会福祉法人大和清寿会	奈良県天理市中之庄町532番1		
茶話本舗デイサービス奈良法蓮亭	奈良県奈良市法蓮町40-7	地域密着型通所介護	平成28年4月1日
株式会社YOUR NAME	奈良県奈良市白毫寺町835番地1		
茶話本舗デイサービス奈良六条亭	奈良県奈良市六条二丁目4-8	地域密着型通所介護	平成28年4月1日
株式会社YOUR NAME	奈良県奈良市白毫寺町835番地1		

(平成28年5月9日揭示済)

奈良市告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
西川 和宏		柔道整復	平成28年2月29日
すこやか鍼灸整骨院	奈良県奈良市三条添川町5-40		

(平成28年5月9日揭示済)

奈良市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小林 裕之		柔道整復	平成28年3月1日
すこやか鍼灸整骨院	奈良県奈良市三条添川町5-40		

(平成28年5月9日揭示済)

奈良市告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年5月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年3月29日 奈良市指令都整開 第15A-46号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年5月9日 第1524号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市西九条町五丁目1番1並びに西九条町668番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町一丁目1番25号
奈良交通株式会社
取締役社長 谷口 宗男

(平成28年5月9日揭示済)

奈良市告示第318号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 入札に付する事項
 - 調達案件名
奈良市東之阪児童館等で使用する電力調達
 - 電力調達の数量及び特質
別紙仕様書のとおり
 - 調達場所
別紙仕様書のとおり
 - 調達期間
平成28年7月1日0時から平成29年10月31日24時まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
 - 入札方法
入札は、総計金額（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額単価（基本料金）、使用電力量に対する単価（電力量料金）及び特約割引

料金等に基づき計算した額（力率割引、燃料費調整相当額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。))で行います。ただし、契約は単価によるものとします。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価（税込）を入札書の積算表に記載し、算出した金額の108分の100に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載してください。

以下省略

(平成28年5月10日揭示済)

奈良市告示第319号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成28年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 入札に付する事項
 - 業 務 名 奈良時間ホームページ管理運営業務
 - 詳 細 別紙仕様書のとおり
 - 契約期間 契約締結日から平成29年3月31日（金）まで
 - 担 当 課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

(平成28年5月10日揭示済)

奈良市告示第320号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年5月10日
- 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

（平成28年5月10日揭示済）

奈良市告示第321号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行表の1の表中

「奈良市教育委員会学校教育部学校教育課
奈良市教育委員会学校教育部地域教育課」を

「奈良市教育委員会教育総務部教育総務課
奈良市教育委員会学校教育部いじめ防止生徒指導課
奈良市教育委員会学校教育部地域教育課
奈良市教育委員会学校教育部教育相談課」に改め、同表の3の表中

「弁護士のうちから市長が指定する者」を

「奈良市保育会の代表者

奈良市私立幼稚園協会の代表者」に改める。

弁護士のうちから市長が指定する者」

附 則

この告示は、平成28年5月11日から施行し、この告示による改正後の奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

（平成28年5月11日揭示済）

奈良市告示第323号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠台自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年5月12日

奈良市長 仲川元庸

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年5月11日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 奈良市環境清美工場清掃業務委託

(2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地
奈良市環境清美工場

(3) 業務期間 平成28年6月1日から平成29年3月31日まで

(4) 業務内容 奈良市環境清美センター内
奈良市環境清美工場の清掃業務

(5) 契約形式 委託契約

以下省略

（平成28年5月11日揭示済）

奈良市告示第322号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年5月11日

奈良市長 仲川元庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱（平成20年奈良市告示第632号）の一部を次のように改正する。

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	相部 恭子 奈良市中山町 45番地の4	藤井 齊 奈良市中山町 45番地の30

2 変更の年月日

平成28年4月3日

（平成28年5月12日揭示済）

奈良市告示第324号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項の規定により、次のとおり民生委員協議会を組織する区域を定めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規

則第31号) 第6条の規定により告示します。

奈良市長 仲 川 元 庸

平成28年5月12日

1 民生委員協議会を組織する区域

椿井地区	東寺林町	下御門町	寺町	西御門町
	西寺林町	勝南院町	北向町	小西町
	今御門町	北室町	本子守町	林小路町
	池之町	阿字万字町	小川町	高天町
	南市町	東城戸町	西城戸町	漢国町
	元林院町	椿井町	北風呂町	登大路町
	橋本町	角振町	百万ヶ辻子町	下三条町
	樽井町	角振新屋町	馬場町	三条町の一部
	餅飯殿町	上三条町	東向南町	
	光明院町	奥子守町	東向中町	
飛鳥地区	鶴福院町	川之上突抜町	芝突抜町	南紀寺町一丁目
	不審ヶ辻子町	川之上突抜北方町	紀寺町	南紀寺町二丁目
	中院町	川之上突抜南方町	西紀寺町	南紀寺町三丁目
	鵜町	川之上町	高畑町	南紀寺町四丁目
	公納堂町	築地之内町	白毫寺町	南紀寺町五丁目
	福智院町	納院町	東紀寺町一丁目	
	十輪院畑町	薬師堂町	東紀寺町二丁目	
	十輪院町	毘沙門町	東紀寺町三丁目	
鼓阪地区	油留木町	東包永町	水門町	青山五丁目
	押上町	雑司町	興善院町	青山六丁目
	南半田東町	手貝町	般若寺町	青山七丁目
	北半田東町	川上町	奈良阪町	青山八丁目
	川久保町	東之阪町	青山一丁目	青山九丁目
	今小路町	北御門町	青山二丁目	芝辻町の一部
	中御門町	今在家町	青山三丁目	中ノ川町の一部
	東笹鉾町	春日野町	青山四丁目	
佐保台地区	佐保台一丁目	佐保台二丁目	佐保台三丁目	佐保台西町
済美地区	中新屋町	西新屋町	京終地方西側町	西木辻町
	芝新屋町	三棟町	南城戸町	南魚屋町
	元興寺町	東木辻町	南中町	杉ヶ町
	井上町	鳴川町	南袋町	南肘塚町
	中辻町	花園町	南風呂町	南京終町一丁目
	肘塚町	瓦堂町	小太郎町	
	脇戸町	北京終町	南新町	
	高御門町	南京終町の一部	柳町	
	陰陽町	京終地方東側町	大森町	
済美南地区	桂木町	南京終町四丁目		
	南京終町の一部	南京終町五丁目		
	南京終町二丁目	南京終町六丁目		
	南京終町三丁目	南京終町七丁目		

佐保地区	中筋町	南半田中町	北袋町	北市町
	東向北町	北半田西町	西包永町	法蓮町の一部
	大豆山町	北半田中町	多門町	奈保町
	大豆山突抜町	半田横町	阪新屋町	半田開町
	坊屋敷町	押小路町	奥芝町	法蓮佐保山一丁目
	花芝町	後藤町	西新在家号所町	法蓮佐保山二丁目
	宿院町	北魚屋東町	西新在家町	法蓮佐保山三丁目
	鍋屋町	北魚屋西町	菖蒲池町	法蓮佐保山四丁目
	半田突抜町	高天市町	内侍原町	東新在家町
	北小路町	西笹鉢町	畑中町	南法蓮町
	南半田西町	北川端町	船橋町	芝辻町の一部
大宮地区	油阪地方町	油阪町	大宮町一丁目	大宮町六丁目
	芝辻町の一部	三条本町	大宮町二丁目	大宮町七丁目
	三条町の一部	三条宮前町	大宮町三丁目	芝辻町の一部
	今辻子町	三条添川町	大宮町四丁目	二条大路南一丁目
	西之阪町	三条大宮町	大宮町五丁目	三条大路一丁目
佐保川地区	法蓮町の一部	芝辻町一丁目	芝辻町四丁目	
	法華寺町	芝辻町二丁目	北新町	
	芝辻町の一部	芝辻町三丁目	佐紀町の一部	
都跡地区	尼辻町甲	尼辻西町	二条町一丁目	三条大路三丁目
	尼辻町乙	南新町	二条町二丁目	三条大路四丁目
	七条町	佐紀町の一部	二条町三丁目	三条大路五丁目
	柏木町	五条町	二条大路南二丁目	四条大路二丁目
	八条町の一部	六条町	二条大路南三丁目	四条大路三丁目
	尼辻北町	尼辻町の一部	二条大路南四丁目	四条大路四丁目
	尼辻中町	西ノ京町	二条大路南五丁目	四条大路五丁目
	尼辻南町	七条東町	三条大路二丁目	
六条地区	五条二丁目	六条二丁目	七条西町二丁目	六条西三丁目
	五条三丁目	六条三丁目	七条一丁目	六条西四丁目
	五条西一丁目	六条緑町一丁目	七条二丁目	六条西五丁目
	五条西二丁目	六条緑町二丁目	六条西一丁目	六条西六丁目
	赤膚町	六条緑町三丁目	六条西二丁目	
	六条一丁目	七条西町一丁目		
大安寺地区	八条一丁目	八条五丁目	大安寺四丁目	八条町の一部
	八条二丁目	大安寺一丁目	大安寺五丁目	
	八条三丁目	大安寺二丁目	大安寺六丁目	
	八条四丁目	大安寺三丁目	大安寺七丁目	
大安寺西地区	大森西町	恋の窪一丁目	八条五丁目	尼辻町の一部
	三条桧町	恋の窪二丁目	大安寺西一丁目	八条町の一部
	三条栄町	恋の窪三丁目	大安寺西二丁目	
	三条川西町	恋の窪東町	大安寺西三丁目	
	大安寺町	四条大路南町	四条大路一丁目	
東市地区	古市町	鹿野園町	横井三丁目	横井七丁目
	横井町	藤原町	横井四丁目	
	八島町	横井一丁目	横井五丁目	
	鉢伏町	横井二丁目	横井六丁目の一部	
明治地区	北永井町	神殿町	出屋敷町	横井六丁目の一部
	北之庄町	南永井町・甲	北之庄西町一丁目	
	南永井町	南永井町・乙	北之庄西町二丁目	

辰市地区	東九条町	西九条町一丁目	西九条町四丁目	
	西九条町	西九条町二丁目	西九条町五丁目	
	杏町	西九条町三丁目		
帯解地区	窪之庄町	山町	柴屋町	
	池田町	今市町	田中町	
精華地区	米谷町	興隆寺町	北椿尾町	虚空蔵町
	中畑町	南椿尾町	菩提山町	高樋町
平城地区	中山町西一丁目の一部	山陵町	秋篠三和町一丁目	敷島町一丁目
	押熊町の一部	秋篠町	秋篠三和町二丁目	敷島町二丁目
	中山町	秋篠早月町	秋篠新町	歌姫町
伏見地区	横領町	青野町	疋田町一丁目	西大寺芝町二丁目
	疋田町	青野町一丁目	疋田町二丁目	西大寺野神町一丁目
	西大寺小坊町	青野町二丁目	疋田町三丁目	西大寺野神町二丁目
	西大寺新田町	若葉台一丁目	疋田町四丁目	西大寺高塚町
	西大寺新池町の一部	若葉台二丁目	疋田町五丁目	宝来町
	西大寺町	若葉台三丁目	西大寺国見町一丁目	
	西大寺町	若葉台四丁目	西大寺国見町二丁目	
	菅原町	西大寺南町	西大寺芝町一丁目	
伏見南地区	五条一丁目	宝来二丁目	平松町	平松四丁目
	五条畑一丁目	宝来三丁目	平松一丁目	平松五丁目
	五条畑二丁目	宝来四丁目	平松二丁目	
	宝来一丁目	宝来五丁目	平松三丁目	
西大寺北地区	西大寺新池町の一部	西大寺新町一丁目	西大寺北町一丁目	西大寺竜王町一丁目
	西大寺宝ヶ丘	西大寺新町二丁目	西大寺北町二丁目	西大寺竜王町二丁目
	西大寺東町一丁目	西大寺本町	西大寺北町三丁目	西大寺赤田町一丁目
	西大寺東町二丁目	西大寺栄町	西大寺北町四丁目	西大寺赤田町二丁目
あやめ池地区	あやめ池南一丁目	あやめ池南四丁目	あやめ池南七丁目	あやめ池北一丁目の一部
	あやめ池南二丁目	あやめ池南五丁目	あやめ池南八丁目	あやめ池北二丁目
	あやめ池南三丁目	あやめ池南六丁目	あやめ池南九丁目	あやめ池北三丁目
鶴舞地区	学園北二丁目	学園朝日元町一丁目	鶴舞東町	鶴舞西町（1番）
	学園朝日町	学園朝日元町二丁目	あやめ池北一丁目の一部	
学園南地区	学園南一丁目	学園南二丁目	学園南三丁目の一部	学園大和町一丁目の一部
学園三碓地区	学園大和町一丁目の一部	学園大和町六丁目の一部	学園中二丁目	三碓四丁目
	学園大和町二丁目	三碓町	学園中三丁目	三碓五丁目
	学園大和町三丁目	西千代ヶ丘一丁目	三碓一丁目	三碓六丁目
	学園大和町四丁目	西千代ヶ丘二丁目	三碓二丁目	三碓七丁目
	学園大和町五丁目	西千代ヶ丘三丁目	三碓三丁目	
登美ヶ丘地区	中登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘六丁目	西登美ヶ丘四丁目	
	登美ヶ丘一丁目	中登美ヶ丘三丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部	松陽台一丁目
	登美ヶ丘二丁目	中登美ヶ丘四丁目	西登美ヶ丘二丁目	松陽台二丁目
	登美ヶ丘三丁目	中登美ヶ丘五丁目	西登美ヶ丘三丁目	二名町
富雄地区	学園大和町六丁目の一部	三松四丁目	富雄元町四丁目	学園中五丁目
	三松一丁目	富雄元町一丁目	富雄川西一丁目の一部	富雄北二丁目
	三松二丁目の一部	富雄元町二丁目	富雄川西二丁目	富雄北三丁目
	三松三丁目	富雄元町三丁目	学園中四丁目	富雄北一丁目
富雄南地区	中町	藤ノ木台一丁目	大和田町	青垣台二丁目
	丸山一丁目	藤ノ木台二丁目	千代ヶ丘一丁目	青垣台三丁目
	丸山二丁目	藤ノ木台三丁目	千代ヶ丘二丁目	学園中一丁目
	大倭町	藤ノ木台四丁目	千代ヶ丘三丁目	学園南三丁目の一部
	菅野台	石木町	青垣台一丁目	

奈良帝塚山地区	帝塚山一丁目	帝塚山南一丁目	帝塚山南五丁目	帝塚山七丁目
	帝塚山二丁目	帝塚山南二丁目	帝塚山四丁目	帝塚山中町
	帝塚山三丁目	帝塚山南三丁目	帝塚山五丁目	帝塚山西一丁目
	富雄泉ヶ丘	帝塚山南四丁目	帝塚山六丁目	帝塚山西二丁目
鳥見地区	三松ヶ丘	鳥見町一丁目	鳥見町三丁目	富雄川西一丁目の一部
	三松二丁目の一部	鳥見町二丁目	鳥見町四丁目	
二名地区	西登美ヶ丘五丁目	二名三丁目	二名平野二丁目	
	西登美ヶ丘六丁目	二名四丁目	二名東町	
	西登美ヶ丘七丁目	二名五丁目	大湊町	
	西登美ヶ丘八丁目	二名六丁目	松陽台三丁目	
	二名一丁目	二名七丁目	松陽台四丁目	
	二名二丁目	二名平野一丁目	西登美ヶ丘一丁目の一部	
青和地区	学園北一丁目	百楽園三丁目	学園新田町	学園緑ヶ丘三丁目
	鶴舞西町（1番除く）	百楽園四丁目	学園赤松町	
	百楽園一丁目	百楽園五丁目	学園緑ヶ丘一丁目	
	百楽園二丁目	南登美ヶ丘	学園緑ヶ丘二丁目	
平城西地区	中山町西三丁目	朝日町一丁目	中山町西二丁目	中山町西四丁目
	朝日町二丁目			
東登美ヶ丘	登美ヶ丘四丁目	東登美ヶ丘二丁目	北登美ヶ丘一丁目	北登美ヶ丘五丁目
	登美ヶ丘五丁目	東登美ヶ丘三丁目	北登美ヶ丘二丁目	北登美ヶ丘六丁目
	登美ヶ丘六丁目	東登美ヶ丘四丁目	北登美ヶ丘三丁目	中登美ヶ丘二丁目
	東登美ヶ丘五丁目	北登美ヶ丘四丁目	東登美ヶ丘一丁目	東登美ヶ丘六丁目
	押熊町の一部	中山町西一丁目の一部		
田原地区	横田町	中之庄町	沓掛町	水間町
	茗荷町	中貫町	此瀬町	別所町
	矢田原町	大野町	和田町	
	長谷町	矢田原町・甲	須山町	
	柚ノ川町	矢田原町・乙	誓多林町	
	南田原町	日笠町	田原春日野町	
柳生地区	柳生町	興ヶ原町	大保町	北野山町
	柳生下町	邑地町	丹生町	
大柳生地区	大柳生町	大平尾町	大慈仙町	
	阪原町	忍辱山町		
東里地区	須川町	園田町	法用町	
	南庄町	平清水町	東鳴川町	
	北村町	生疏里町	中ノ川町の一部	
狭川地区	狭川両町	狭川東町	広岡町	
	西狭川町	下狭川町		
神功地区	神功一丁目	神功三丁目	神功五丁目	
	神功二丁目	神功四丁目	神功六丁目	
右京地区	右京一丁目	右京三丁目	右京五丁目	
	右京二丁目	右京四丁目		
朱雀地区	朱雀一丁目	朱雀三丁目	朱雀五丁目	
	朱雀二丁目	朱雀四丁目	朱雀六丁目	
左京地区	左京一丁目	左京三丁目	左京五丁目	
	左京二丁目	左京四丁目	左京六丁目	
月ヶ瀬地区	月ヶ瀬石打	月ヶ瀬長引	月ヶ瀬月瀬	
	月ヶ瀬尾山	月ヶ瀬嵩	月ヶ瀬桃香野	
都祁地区	都祁南之庄町	都祁小山戸町	針町	都祁馬場町
	都祁甲岡町	都祁相河町	針ヶ別所町	荻町
	来迎寺町	都祁吐山町	小倉町	
	都祁友田町	都祁こぶしが丘	上深川町	
	蘭生町	都祁白石町	下深川町	

2 定めた年月日
 平成28年 4 月 1 日

 (平成28年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第325号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第 4 条の規定により、次のとおり民生委員の定数を定めたので、奈良市民生委員法施行細則（平成19年奈良市規則第31号）第 2 条の規定により告示します。

平成28年 5 月12日

 奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 民生委員の定数
 771名
- 2 定めた年月日
 平成28年 4 月 1 日

 (平成28年 5 月12日揭示済)

奈良市告示第326号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告いたします。

平成28年 5 月13日

 奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業 務 名 奈良市東部地域誘客ツアー委託業務
- (2) 詳 細 別紙仕様書のとおりに
- (3) 契約期間 契約締結日から平成28年12月22日（木）まで
- (4) 担 当 課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
 電話 0742-34-5172

以下省略

 (平成28年 5 月13日揭示済)

奈良市告示第327号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成28年 5 月13日

 奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
 平成28年 5 月13日
- 3 移動対象区域
 近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成28年 5 月13日揭示済)

奈良市告示第328号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年 5 月16日

 奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- 奈良市総合医療検査センター外壁改修工事ほか41件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

 (平成28年 5 月16日揭示済)

奈良市告示第329号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年 5 月16日

 奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 工 事 名 2号炉バグフィルタろ布取替工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目 2 番地
 「奈良市環境清美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年 3 月10日まで
- (4) 工事概要 4号炉バグフィルタろ布取替 一式
- (5) 予定価格 50,902千円
 (消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 43,934千円
 (消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

 (平成28年 5 月16日揭示済)

奈良市告示第330号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成28年 5 月16日

 奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 工 事 名 3号炉誘引送風機インバータ類取替工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目 2 番地
 「奈良市環境清美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成29年 3 月10日まで
- (4) 工事概要 3号炉誘引送風機インバータ類取替 一

式

- (5) 予定価格 27,745千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 23,801千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年5月16日揭示済)

奈良市告示第331号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年5月16日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 移動年月日
平成28年5月15日
 - 移動対象区域
J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成28年5月16日揭示済)

奈良市告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年5月17日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年2月5日 奈良市指令整開 第15A-44号
平成28年4月25日 奈良市指令整開 第15A-44-1号
 - 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年5月17日 第1525号
公共施設 平成28年5月17日 第722号
 - 開発区域に含まれる地域
奈良市平松五丁目632番1及び632番2
 - 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県天理市川原城町839番地1
株式会社恒心不動産 代表取締役 牧菌 文彦
 - 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市平松五丁目632番1の一部及び632番2の一部
 - 下水道
奈良市平松五丁目632番1の一部及び632番2の一部
- (平成28年5月17日揭示済)

奈良市告示第333号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年5月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護（以下これらを「小規模多機能型居宅介護等」という。）を実施する施設の整備を促進するため、奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金を活用し、小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備事業に要する経費について、予算の範囲内において小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、奈良市地域密着型サービス運営委員会において小規模多機能型居宅介護事業所等（小規模多機能型居宅介護等を行う事業所をいう。以下同じ。）の設置者として承認されたものであって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 小規模多機能型居宅介護事業所等の開設から10年以上小規模多機能型居宅介護等を継続して行うものであること。
- 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。）を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象事業者が地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知）及び奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱（平成27年7月10日長寿第145号奈良県健康福祉部長通知）に定める地域密着型サービス等整備助成事業で市長が必要と認めたものとする。ただし、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

- 建物を賃借して実施する事業
- 他の補助制度により、当該事業の一部又は全部が補

- 助の対象となっている事業
- (3) 土地の買収又は整地等個人又は法人の資産を形成する事業
- (4) 職員宿舎、施設の車庫又は倉庫の建設に係る事業
- (5) その他施設整備として適当でないと市長が認める事業
- (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、小規模多機能型居宅介護事業所等の新設に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）とする。ただし、次に掲げる費用は補助の対象としない。

- (1) 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- (2) 門、柵及び塀に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (5) その他施設整備として適当でないと市長が認める費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業所につき32,000千円を限度とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度の3月31日までに事業を完了すること。
- (2) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 事業者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は

一部を市に納付させることがあること。

- (4) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (6) 事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により、速やかに市長に報告すること。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 事業者は、補助対象事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (8) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (9) 事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金分配金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けないこと。

(完了実績報告の添付書類)

第8条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書（別記第5号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年5月18日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

申請額算出内訳書

(単位：円)			
総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄附金その 他の収入額 C	差引額 D=A-C
			補助金の額 E
			(上限 36,000 千円)

(注) 1 A欄には、整備費の額を記入すること。

2 補助金の額E欄には、B欄、D欄、E欄の額を比較していずれか低い額を記入すること。

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

- 1 対象施設の概要
- (1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数
- ア 名 称：
- イ 運営法人：
- ウ 所 在 地：
- エ 定 員 数：定 員 人
- (2) 施設整備事業の目的及び効果
- ア 目 的：
- イ 効 果：
- 2 事業内容
- (1) 施設の規模及び構造
- ア 敷地の所有関係（ 自己所有 ・ 借地 ） ※いずれかを○で囲んでください。
- イ 建物の所有関係（ 自己所有 ・ 借家 ） ※いずれかを○で囲んでください。
- ウ 建物の面積 延べ床面積 m²
- (2) 財源内訳
- ア 補 助 金 円
- イ 補助事業者負担金 円
- ウ (内訳) 寄 附 金 円
- ウ 合 計 円
- (3) 施工期間
- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 着工年月日 年 月 日
- ウ 竣工予定年月日 年 月 日
- (4) その他添付書類
- ア 入札結果及び契約締結報告書
- イ 工事請負契約書 (原本写)
- ウ 配置図、平面図 (部屋等ごとの面積が入ったもの)、求積図
- エ 設計図書等
- オ 工事費等内訳書
- カ 工事着工届 (写)
- キ 工事工程表 (様式自由)
- ク 誓約書 (別記第3号様式)
- ケ その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）

誓約書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(宛先) 奈良市長

年 月 日

事業者住所
法人名
代表者名

事業者住所
法人名
代表者名

㊟

㊟

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で補助金の交付を受けた奈良市小規模多機能型
居宅介護事業所等施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記
のとおり報告します。

は、奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金の
交付申請に当たり、施設整備の開設から10年以上継続して施設の運営及び管理を行うことを誓約しま
す。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 施設の名称 | | |
| 2 | 事業実績報告による精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助
金返還相当額） | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類 | | |
| | 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等 | | |

第5号様式（第8条関係）

精 算 額 算 出 内 訳 書

(円)			
総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄附金その 他の収入額 C	差引額 D=A-C
			補助金の額 E
			(上限36,000千円)

(注) 1 A欄には、整備費の額を記入すること。
2 補助金の額E欄には、B欄、D欄、E欄の額を比較していずれか低い額を記入すること。

第6号様式（第8条関係）

事 業 実 績 報 告 書

- 1 対象施設の概要
- (1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数
- ア 名 称：
- イ 運営法人：
- ウ 所 在 地：
- エ 定 員 数：定員 人
- (2) 施設整備事業の目的及び効果
- ア 目 的：
- イ 効 果：
- 2 事業内容
- (1) 施設の規模及び構造
- ア 敷地の所有関係（ 自己所有 ・ 借地 ） ※いずれかを○で囲んでください。
- イ 建物の所有関係（ 自己所有 ・ 借家 ） ※いずれかを○で囲んでください。
- ウ 建物の面積 延べ床面積 m²
- (2) 財源内訳
- ア 補 助 金 円
- イ 補助事業者負担金 円
- (内訳) 寄附金 円
- 借入金 円
- ウ 合 計 円
- (3) 施工期間
- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 着工年月日 年 月 日
- ウ 竣工年月日 年 月 日
- (4) その他添付書類
- ア 工事請負契約書（原本写）
- イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し（領収書等の写し）
- ウ 建物内外主要部分写真（工事着工前及び着工後）
- エ 建築検査済証及び消防用設備等検査済書（写）
- オ その他市長が必要と認める書類

(平成28年 5月18日掲示済)

奈良市告示第334号

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年 5月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金交付要綱

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護(以下これらを「小規模多機能型居宅介護等」という。)を実施する施設の整備を促進するために、奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金を活用し、小規模多機能型居宅介護施設等の開設準備事業に要する経費について、予算の範囲内において小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例(昭和47年奈良市条例第23号)及び奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、奈良市地域密着型サービス運営委員会において小規模多機能型居宅介護事業所等(小規模多機能型居宅介護等を行う事業所をいう。以下同じ。)の設置者として承認されたものであって、かつ、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、本市の市税(法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。)を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象事業者が奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱(平成27年7月10日長寿第146号奈良県健康福祉部長通知)に定める介護施設等の施設開設準備経費支援事業で市長が必要と認めたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、小規模多機能型居宅介護事業所等の開設準備に必要となる職員訓練期間中の雇上げ、地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した実支出額とを比較して少ない方の額(その額に1,000円

未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、621千円に当該事業所の宿泊定員数を乗じて得た額を限度とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額・積算調書(別記第1号様式)
- (2) 施設開設準備経費補助金申請額内訳(別記第2号様式)
- (3) 事業計画書(別記第3号様式)
- (4) 市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)

(補助金交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付について規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度の3月31日までに事業を完了すること。
- (2) 事業者は、規則第20条に定めるもののほか、補助対象事業により効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (3) 事業者は、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入が生じた場合には、その収入の全部又は一部を市に納付すること。
- (4) 事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (5) 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (6) 事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額報告書(別記第4号様式)により速やかに市長に報告すること。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (8) 事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (9) 事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便

葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けないこと。

(変更等の承認)

第8条 補助対象事業者が補助対象事業の内容を変更しようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請額・積算調書（別記第5号様式）
- (2) 施設開設準備経費補助金申請額内訳
- (3) 事業計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(完了実績報告の添付書類)

第9条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 施設開設準備経費補助金実績額内訳（別記第6号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第7号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年5月18日から施行する。

別記

第1号様式(第6条関係)

第2号様式(第6条、第8条関係)

施設開設準備経費補助金申請額内訳

申請額・積算調書

施設種別	宿泊定員数	申請額 (円)

施設種別	
事業者名	
施設名称	
施設所在地	
開設種別	新規施設
開設予定定員数	名（宿泊定員数）
開設予定年月日	

積算調書

*千円未満を切り捨てた額とすること。

対象経費の実 支出予定額 A	寄附金その 他の収入額 B	差引額 C (A - B)	基準額 D	所要補助金 (Cと Dを比較して少 ない方の額)	備 考

積算内訳

[illegible]

※ 科目区分の欄には賃金、備品、需用費等の科目を記すこと。

※見積書の写し等補助対象経費の内容について具体的にわかるものを添付すること。

第3号様式（第6条、第8条関係）

第4号様式（第7条関係）

事業計画書

年 月 日

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 利用定員（宿泊定員）

(宛先) 奈良市長

事業者 住 所
法 人 名
代 表 者 名

㊦

2 施設開設準備経費に係る計画

(1) 経費内訳

需用費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当	円
共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
合計	円

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 付 第 号で補助金の交付を受けた奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）
- 3 添付書類 金 円

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

(2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
合計	円

(3) その他参考事項

工事着工年月日	年 月 日
竣工予定年月日	年 月 日
事業開始予定年月日	年 月 日

第5号様式(第8条関係)

第6号様式(第9条関係)

施設開設準備経費補助金実績額内訳

申請額・積算調書

施設種別		変更前	変更後	増 (▲) 減 (▼)
	対象施設数			
	定員 (宿泊)			
	申請額 (円)			

積算調書

*千円未満を切り捨てた額とすること。

施設種別	
事業者名	
施設名称	
施設所在地	
開設種別	新規施設
開設定員数	名 (宿泊定員数)
開設年月日	

対象経費の 実支出額 A	寄附金その他の 収入額 B	差引後実支出 額 C (A - B)	要交付額 D	既交付決定額 E	差引額 F (E - D)

積算内訳

單位：円

[illegible]

※ 科目区分の欄には賃金、備品、需用費等の科目を記すこと。

※領収書の写し等補助対象経費の内容について具体的にわかるものを添付すること。

第7号様式（第9条関係）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 利用定員（宿泊定員）

2 施設開設準備経費に係る計画

(1) 経費内訳

需用費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当	円
共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
合計	円

(2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
（内訳）一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
合計	円

(3) その他参考事項

工事着工年月日	年	月	日
竣工年月日	年	月	日
事業開始年月日	年	月	日

(平成28年5月18日揭示済)

奈良市告示第335号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年5月17日
- 移動対象区域
J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年5月19日揭示済)

奈良市告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成28年5月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成28年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところ

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 諸 収 入		16,700 ^{千円}	552,560 ^{千円}	569,260 ^{千円}
	1. 雑 入	16,700	552,560	569,260
歳 入 合 計		16,700	552,560	569,260

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰上充用金		— ^{千円}	552,560 ^{千円}	552,560 ^{千円}
	1. 繰上充用金	—	552,560	552,560
歳 出 合 計		16,700	552,560	569,260

(平成28年5月23日揭示済)

奈良市告示第338号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

により算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。

- 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所
氏名 前 川 英 樹
住所 大阪市天王寺区上本町6丁目9番7-1402号
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

(平成28年5月20日揭示済)

奈良市告示第337号

平成28年5月20日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成28年5月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 平成28年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
平成28年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成28年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ552,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ569,260千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年5月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日

平成28年5月20日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年5月23日揭示済)

奈良市告示第339号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年5月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成28年5月23日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年5月23日揭示済)

奈良市告示第340号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年5月23日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市あやめ池南二丁目1番41号
申請者氏名	クリエイト関西 株式会社 代表取締役 葛原 芳保
道路の位置	奈良市尼辻北町3294番1及び同番3の各一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	23.76m
指定年月日	平成28年5月23日
指定番号	第H2714号

(平成28年5月23日揭示済)

奈良市告示第341号

平成28年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項、第12条の6の5第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年5月24日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の8.2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 26,400円

(3) 世帯別平等割

1世帯につき 24,600円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 7,200円

(3) 世帯別平等割

1世帯につき 6,000円

3 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の2

(2) 被保険者均等割

被保険者1人につき 16,200円

(平成28年5月24日揭示済)

奈良市告示第342号

平成28年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年5月24日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,480円

(2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 17,220円

(3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,200円

(4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 12,300円

(5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,280円

(6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,920円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,040円

(2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円

(3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,600円

(4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円

(5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,440円

(6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円

3 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 11,340円
- (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 8,100円
- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,240円
- (平成28年5月24日揭示済)

奈良市告示第343号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市西城戸町1番地の4
申請者氏名	株式会社 八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
道路の位置	奈良市四条大路四丁目54番1及び同番2の各一部
道路の幅員	最大6.30m 最小4.00m
道路の延長	25.83m
指定年月日	平成28年5月24日
指定番号	第H2715号

(平成28年5月24日揭示済)

奈良市告示第344号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成28年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市七条西町一丁目44番17号
申請者氏名	塚本 忠廣
廃止する道路の位置	奈良市芝辻町三丁目49番1及び49番5の各一部
廃止する道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
廃止する道路の延長	8.5m
廃止年月日	平成28年5月24日
廃止番号	第H2803号

(平成28年5月24日揭示済)

奈良市告示第345号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年5月24日
- 移動対象区域
ＪＲ奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成28年5月24日揭示済)

奈良市告示第346号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により、奈良県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失の補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成28年5月26日

奈良市長 仲 川 元 庸
記

- 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 事業の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号奈良橿原線
- 書類の受理日
平成28年5月24日
- 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条町	276番1	宅地	宅地
奈良県奈良市三条町	619番2	宅地	宅地
奈良県奈良市三条町	606番64	宅地	宅地

- 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 縦覧期間
公告の日から平成28年6月9日まで

(平成28年5月26日揭示済)

奈良市告示第347号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第47条の4第1項の規定により、奈良県収用委員会から法第47条の3第1項に規定する書類の送付を受けたので、法第47条の4第2項において準用する法第42条第2項の規定により公告し、これらを公衆の縦覧に供します。

なお、土地所有者、関係人及び損失の補償の決定により権利を害されるおそれのある者は、法第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、奈良県収用委員会に意見書を提出することができます。

平成28年5月26日

奈良市長 仲川元庸
記

- 1 起業者の氏名及び住所
奈良県 奈良県奈良市登大路町30番地
- 2 事業の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4号奈良橿原線
- 3 書類の受理日
平成28年5月24日
- 4 明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条町	276番1	宅地	宅地
奈良県奈良市三条町	619番2	宅地	宅地
奈良県奈良市三条町	606番64	宅地	宅地
奈良県奈良市三条町	606番60	宅地	宅地

- 5 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 6 縦覧期間
公告の日から平成28年6月9日まで
(平成28年5月26日揭示済)

奈良市告示第348号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年5月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年7月14日 奈良市指令整開 第15A-8号
平成28年5月24日 奈良市指令整開 第15A-8-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年5月26日 第1526号

公共施設 平成28年5月26日 第723号

- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市百楽園五丁目2814番4の一部、2818番7、2818番29、2818番112及び2818番113
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市藤ノ木台四丁目6番20号
株式会社日本中央住販
代表取締役 谷手 善紀
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市百楽園五丁目2814番4の一部、2818番7の一部、2818番29の一部、2818番112及び2818番113
 - (2) 管路敷
奈良市百楽園五丁目2814番4の一部
 - (3) 下水道
奈良市百楽園五丁目2814番4の一部及び2818番112の一部
 - (4) 調整池
奈良市百楽園五丁目2814番4の一部
(平成28年5月26日揭示済)

奈良市告示第349号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年5月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成28年5月26日
- 3 移動対象区域
J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成28年5月26日揭示済)

奈良市告示第350号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成28年5月26日

奈良市長 仲川元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成28年 4月26日	寺崎 望	医療法人 岡谷会 おかたに病院	奈良市南京終町一丁目25-1	神経内科 (肢体不自由)
平成28年 5月24日	岡橋 友美子	医療法人 新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目3番地の3	神経内科 (そしゃく機能障害)

(平成28年5月26日揭示済)

奈良市告示第351号

平成28年6月3日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成28年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成28年5月27日揭示済)

奈良市告示第352号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を(土地1件)

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積	予定価格	入札保証金
土地-1	三条大宮町宅地	奈良市三条大宮町	1239	宅地	285.28㎡	43,100,000円	4,310,000円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成28年5月27日揭示済)

奈良市告示第353号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市(自動車7件)

物件番号	物件名	初年度登録	排気量(L)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	トヨタコロナセダン	平成10年1月	1.76	10,000	1,000
車-2	ニッサンADバン	平成13年5月	1.76	10,000	1,000
車-3	マツダファミリアバン	平成10年6月	1.49	10,000	1,000
車-4	マツダファミリアバン	平成13年4月	1.49	10,000	1,000
車-5	消防救助工作車	平成5年2月	7.41	300,000	30,000
車-6	消防積載車(軽自動車)	平成5年	0.65	100,000	10,000
車-7	消防積載車(軽自動車)	平成5年	0.65	100,000	10,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成28年5月30日揭示済)

奈良市告示第354号

実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション 官公庁オークション)による。

規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション 官公庁オークション)による。

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成28年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 事業内容等

(1) 事業名

- 奈良市地域子育て支援拠点事業
- (2) 募集地域及び設置箇所数 (1 箇所)
- ①地域子育て支援センター
- 募 集 地 域：二名中学校通学区
- 設置箇所数：1 箇所
- (3) 事業内容
- 地域子育て支援拠点事業の実施
- (4) 委託料
- 委託料は、次のとおりとする。
- (委託料の上限)
- ①地域子育て支援センター：金3,700,000円
- (5) 委託期間
- ①地域子育て支援センター：平成28年10月1日から平成29年3月31日まで

以下省略

(平成28年5月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年5月19日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司
奈 監 第 10 号
平成28年5月19日

奈良市長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 浅 川 仁 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 横 井 雄 一
同 山 口 裕 司

出資団体の監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

- 1 監査対象
一般財団法人奈良市総合財団
- 2 監査期間
平成27年10月14日～平成28年5月18日
- 3 監査方法
平成26年度の出納その他の事務の執行について、決算報告書等、あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。
- 4 監査結果
監査した財務に関する事務については、次のとおり、

一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

- (1) 100年会館、武道施設及び書道美術館については、自主事業に係る損益差額を計上し、自主事業のうち、収益事業相当額を税務申告対象としており、なら工芸館の自主事業は損益差額が無く、税務申告も損益差額が無いとしている。また、勤労者総合福祉センターの自主事業、音声館の文化振興事業及びならまちセンターの文化振興事業については、損益差額が無く、税務申告対象外としている。

しかし、いずれの施設においても、経常収益等に対応する人件費が経常費用に計上されておらず、各事業費用の適切な区分経理（人件費等直接及び間接費用）に基づく計数ではないと認められることから、適正な損益計算を行ったうえで、収益事業に係るものについては税務申告されたい。

- (2) ならまち振興事業部門における受託事業について
ア 受託事業として4事業（ナイトカルチャー、出前カルチャー、町家バンク及び元林院伝統芸能の夕べ）を行っているが、補助金精算総括表（予算対比）には人件費が計上されていない。また、各事業の契約書には、精算に係る条項が記載されており事業終了後に精算されているが、各事業に適切な人件費を計上した後の計数により、返還金を計算されたい。

イ ナイトカルチャー受託事業に係る所管課に提出された収支報告に記載された支出項目及び金額と補助金精算総括表に記載された支出項目及び金額が相違している。各関連資料間の各記載計数の整合性が判るようにされたい。

ウ 「元林院伝統芸能の夕べ」の収支報告には、入場料収入が記載されているが、補助金精算総括表には記載されていない。財団において、事実関係等及び管理状況等を調査されたい。

- (3) 勤労者総合福祉センターの会計処理
ア 商品斡旋事業において、財団が仕入業者から受け取る手数料を仕入価格から控除した価格で会計処理を行っているが、正規の簿記の原則に従い、受取手数料取引を総勘定元帳に記帳されたい。
イ 財団は会費を用途不特定収入としているため、会費の用途について関連資料等の提示を求めたが、その提示はなかった。会費については、消費税法基本通達5-5-3（注）2において「名目が会費等とされている場合であっても、それが実質的に出版物の購読料、映画・演劇等の入場料、職員研修の受講料又は施設の利用料等と認められるときは、その会費等は、資産の譲渡等に係る対価に該当する」と記載されていることから、会費が用途不特定収入かど

うかを確認されたい。

ウ 正味財産増減計算書内訳表と（消費税）科目別区分集計表に差額が生じていたが、財団は照合を実施していなかった。適正な消費税の申告のため、関連資料計数との照合を行い、適正な計数であることを確認のうえ、消費税の申告をされたい。

- (4) 書道美術館の平成26年度末の棚卸資産は、印刷製本した図録であり、棚卸資産台帳の提示及び棚卸表作成に至る実査手続等の提示を求めたところ、棚卸資産内訳表の提示を受けた。棚卸資産台帳による管理及び実査手続のルール等の作成及び遵守が望まれる。
- (5) 財団は会計システムを導入しているが、正味財産増減計算書内訳表（収益事業区分別）は同システムから打ち出すのではなく、エクセルにより作成されていた。このことは、収益事業区分に関するリスクがあり、平成26年度においては、写真美術館の収益事業の勘定科目が小売業のところ普及事業収益となっており、適正な記載ではなかった。会計処理及び経営判断に影響を与えかねない計数管理であるため、正味財産増減計算書内訳表（収益事業区分別）は同システムから打ち出されたい。
- (6) 収入印紙及び切手等について、管理台帳等（受払簿等）の管理を実施していない。収入印紙及び切手等は金銭等価物であり、相対的危険性があることから金銭と同様の管理が必要であり、総勘定元帳へ記帳されたい。
- (7) 事業年度末月に使用した光熱水費の費用が、翌事業年度に費用処理されている事例が散見された。決算の締日までに入手した関連資料等を基に、発生主義の原則に則り、当年度の経常費用及び貸借対照表の未払金に計上することが望ましい。
- (8) 財団が指定管理している各施設に対する小修繕等（修繕費）、資本的支出及び取得について、その負担関係及び所有権等の関係を再度、奈良市と協議確認する必要がある。

固定資産に関する財団の規定では、会計処理規程第16条第2項に耐用年数が1年以上で、かつ、取得価格が10万円以上の資産を固定資産としていることから、小修繕等、資本的支出及び取得の適切な処理となる基準等の作成整備等を行い、固定資産の取得等の場合、所有権等の確認のうえ、基準等に則って適正に処理することが望まれる。

- (9) なら100年会館において、中ホールホアイエロビー及び東側廊下の天窓ガラスのひび割れ修繕を、同一業者から同じ日付の見積書を徴取し、それぞれ工事請負費として地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約をされていた。分割発注することなく適切な契約方法により執行されたい。
- (10) 財団の会計処理規程には、奈良市会計規則別表第3に規定するように、支払の際に必要な書類を明記していない。工事（修繕等）であれば、工事完了証明

書等を用い、当該工事が完了したことを確認されたい。

- (11) なら100年会館の現金実査を行った結果、平成26年度末にあるべき現金残高と総勘定元帳残高とに差額があったことから、総勘定元帳に計上していないと判断される現金が認められた。現金管理を適正に行っていない状況であるので、財団において開館当初からの現金取扱等及び管理体制について、事実関係等を調査する必要がある、また、当該現金等取引（差額）に係る適正な会計処理について、検討されたい。

- (12) なら100年会館及び北部会館の領収書の管理状況について実査を行った結果、領収書の管理台帳が作成されていなかった。

なら100年会館においては、領収書はパソコンで単票発行しており、控えが無く、内部牽制上のリスクがあるので、複写式の領収書を使用されたい。

また、北部会館においては、領収書に連番を付記する場合、複数の冊子に対して、連番が冊子ごとに再度1番から同じ連番が付されており、内部牽制上のリスクがあるので、年度ごとに連番を付記するか、すべての冊数を通した連番を付記するかを検討されたい。なお、使用している市販の領収書は、1枚の領収書用紙の左側が発行者控えで、ミシン目を境に右側が支払者に手渡す様式であるが、内部牽制上のリスクがあるので、複写式の領収書を使用されたい。

- (13) 書道美術館の図録等売払時の領収書については、希望があったときのみ、手書きの領収書を購入者に渡している。全ての入金に対して、必ず領収書を発行し、適正に事務処理を行われたい。

- (14) 財団事務局の正味財産増減計算書内訳表に記載された補助金（使途特定）及び管理費が、配賦すべき他の部門に配賦されていない。適正な各事業区分別の損益経理のため、また、収益事業に係る課税所得計算に影響を及ぼすこととなる場合には、法人税確定申告納税額に影響を及ぼすので、管理費の他部門への配賦を検討されたい。

- (15) 財団の会計処理規程第2条第2項の規定で準拠するとされている「公益法人会計基準」の運用指針において、奈良市が関連当事者に該当するとして、当該関連当事者との取引内容について財務諸表に注記を付すことが望ましい。

(平成28年5月19日揭示済)

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成28年5月31日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝

- 同 横井雄一
同 山口裕司
- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
- (1) 増田 千春
大阪府交野市私市4丁目17番7-101号
- (2) 池田 学
大阪府大阪市西淀川区姫里3丁目11番30号
- (3) 吉岡 辰夫
兵庫県西宮市生瀬東町37番17号
- (4) 久保田 浩之
兵庫県三田市あかしあ台4丁目34番地10
- (5) 永田 祐司
京都府京都市左京区鹿ヶ谷法然院町8番地3
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成28年6月1日から平成29年3月31日まで
(平成28年5月31日揭示済)

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年5月31日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 横井 雄一
同 山口 裕司

人権政策課

監査結果公表日 平成27年12月25日

(奈良市監査委員告示第20号)

措置結果通知日 平成28年4月7日

【監査の結果】	【措置の内容】
配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかしながら、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支柱及び支線の使用料を免除する取扱いを行った事例が2件、また、1件の使用許可に係る年度ごとの使用料の額が100円に満たない	奈良市行政財産使用料条例に則り、支柱及び支線の使用料については免除せずに再計算し、その差額分を納入義務者に対して平成28年1月28日付けで納入通知を行い、同年2月22日及び26日付けで収納確認しました。 また、使用料の額が100円に満たない場合については、使用料を再計算し、その差額分を納入義務者に対して同年2月15日付けで返還しました。

場合の使用料の額を100円として徴収した事例が1件あった。奈良市行政財産使用料条例に則り、適正な事務処理を行われたい。

料金管財課（旧料金お客様課分）

監査結果公表日 平成28年3月28日

(奈良市監査委員告示第78号)

措置結果通知日 平成28年5月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
平成27年8月分の燃料費について支出負担行為書を査閲したところ、同月7日に燃料を給油した注油券があり、当該給油分を執行しているが、公用車運転報告書には当該燃料を給油した記載がなかった。また、抽出して査閲した注油券で、予め運転者が記名し、捺印したものがあった。公用車運転報告書には給油した燃料の量を正確に記載し、注油券は、燃料の給油を確認した後に記名等を行うなど、正しく使用されたい。	公用車に燃料を給油した際の公用車運転報告書への給油量の記載については、平成28年4月から注油券の控えを基に確実に記入することにより、公用車運転報告書に記載漏れがないように改めました。 また、ガソリンスタンドでの給油の際、給油した量が店員により注油券に記入された給油量と相違がないことを確認した後に注油券に記名、捺印することとしました。

(平成28年5月31日揭示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月2日

奈良市公平委員会

委員長 宮脇紀夫

奈良市公平委員会規則第3号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「園長」を「園長 センター長」に、「総務部人事課人事企画係長」を「総務部人事課人事係長」に、「人事管理係長及び給与福利係長」を「給与係長及び職員厚生係長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「主査」を「主査 館長」に改め、同表教育機関等の項中「校長」を「校長 副校長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年5月2日揭示済)

奈良市公平委員会処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月2日

奈良市公平委員会
委員長 宮 脇 紀 夫

奈良市公平委員会規則第4号

奈良市公平委員会処務規則の一部を改正する規則
奈良市公平委員会処務規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特定個人情報の開示及び訂正等の請求に対する決定等に関すること。

第5条の2中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定個人情報の開示及び訂正等の請求に対する決定等（軽易なものに限る。）に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 供用を開始する排水施設的位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
あやめ池北幹線-159	奈良市あやめ池北三丁目1112番10	奈良市あやめ池北三丁目1112番19	①
五条幹線-237	奈良市赤膚町1144番3	奈良市赤膚町1144番3	②
芝辻幹線-40	奈良市芝辻町85番1	奈良市芝辻町11番68	③
芝辻幹線-41	奈良市芝辻町42番24	奈良市芝辻町17番1	③

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成28年5月2日揭示済)

奈良市企業局告示第37号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成28年5月6日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

第1 入札に付する事項

- 業 務 名 奈良市下水道管渠関連維持管理業務委託
- 業務場所 奈良市内一円。ただし都祁地区を除く。
- 委託期間 平成28年6月1日から平成29年3月31日まで
- 業務期間 平成28年6月16日から平成29年3月31日まで（平成28年6月1日から平成28年6月

(平成28年5月2日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第36号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年5月2日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年5月2日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年5月16日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市あやめ池北三丁目、赤膚町及び芝辻町の各一部
- 2-2 公共汚水樹設置申請のうち、供用を開始する箇所
該当箇所なし

15日までは業務引継ぎ、準備期間とする)

5 業務概要 下水道管渠維持管理業務 一式
以下省略

(平成28年5月6日揭示済)

奈良市企業局告示第38号

公募型プロポーザル方式により奈良市企業局給配水管等修繕業務委託事業者を選定するので次のとおり告示します。

平成28年5月12日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託（以下「本業務委託」という。）は、奈良市企業局（以下「企業局」という。）の管理する給・配水管等（送水管含む）の破裂、漏水修繕及び付属設備の補修並びにそれらの保全業務、出水不良や濁水等の苦情に対し迅速に対応するという重要な使命を持っている。

一方、奈良市水道事業の漏水発生状況は、件数ベースでは減少傾向にあるが、平成25年度の水道事業ガイドラインにおける業務指標によれば管路の事故割合は、全国

平均4.0件/100kmに対して11.2件/100kmである。また、近年の傾向として、大口径の配水管漏水事故が毎年発生しており、一度発生すれば、二次災害に繋がる恐れと、市民生活に与える影響が大きいことから、修繕業務の迅速性と的確性がより重要であり、その業務を担う受託者の能力が大きく影響することは言うまでもないことである。

これらのことを踏まえ、平成26年10月から試行的に実施した包括的修繕業務委託が、モニタリングによる評価・検証の結果、一定の成果を上げられていることから、更に、業務委託範囲を拡大し、受託者の保有する業務ノウハウの活用と、適正な設備、人材投資を促進させることにより、漏水等修繕の本来の使命である経済的損失及び漏水・出水不良等による市民生活への影響を低減し、二次災害を防止するための迅速で確かな施工及び業務全体の効率化を行うことによって、フルコストベースでの経費縮減を図り、高い水道サービスを提供することを目的とする。

2 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託

(2) 履行場所

奈良市水道事業給水区域（東部上下水道管理課管轄を除く。）

(3) 履行期間

平成28年10月1日から平成33年9月30日まで（5年

間）（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

但し、契約日から委託業務開始日までを準備期間とする。

(4) 業務委託内容

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりに

I 管理業務

- 1) 受付業務
- 2) 現場確認業務
- 3) 申請業務
- 4) 苦情処理業務
- 5) 工事監理業務

II 修繕工事業務

以下省略

（平成28年5月12日揭示済）

奈良市企業局告示第39号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年5月26日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
新和設工	有川 勝己	奈良市南紀寺町二丁目351-6	平成28年5月24日

（平成28年5月26日揭示済）

奈良市企業局告示第40号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年5月26日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社谷口水道工業所	代表取締役 有川 勝己	奈良県生駒市小瀬町307-1	平成28年5月24日

（平成28年5月26日揭示済）

奈良市企業局告示第41号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年5月26日

奈良市公営企業管理者
池田修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
田中設備	代表者 田中 経章	奈良市法蓮町832	平成28年5月24日

（平成28年5月26日揭示済）

奈良市企業局管理規程第12号

奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月27日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程
奈良市企業局工事検査規程（昭和62年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（別記第1号様式）」を削る。

第7条中「別に定める」を「別表の」に改める。

第8条中「奈良市企業局工事技術検査基準」を「奈良市企業局建設工事成績評定要綱」に改める。

第9条及び第10条中「現場監督員」を「監督員」に改める。

第12条中「工事検査報告書（別記第2号様式）」を「手直し工事検査報告書」に改め、「（別記第3号様式）」を削る。

第13条中「（別記第4号様式）」を「及び手直し工事等完了検査依頼書」に改める。

第14条中「、出来形検査、中間検査及び随時検査にあつては検査調書（別記第5号様式）、しゅん工検査にあつては工事しゅん工検査調書（別記第6号様式）」を「、速やかに検査調書及びしゅん工検査にあつては工事しゅん工検査成績調書」に改める。

第15条中「（別記第7号様式）」を削る。

第16条中「（別記第8号様式）」を削る。

第17条中「現場監督員」を「監督員」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（様式）

第19条 この規程について必要な様式は、別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

検査実施区分

契約金額	検査員数	相 当 職
130万円を超え 800万円未満	2人以上	工事検査室に属する職員 及び係長相当職
800万円以上 2,000万円未満	2人以上	工事検査室に属する職員 及び課長補佐相当職
2,000万円以上	2人以上	工事検査室に属する職員 及び課長相当職

別記第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年6月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に締結した工事請負契約に係る工事については、なお従前の例による。

（平成28年5月27日揭示済）

奈良市企業局告示第42号

奈良市企業局建設工事成績評定要綱を次のように定める。
平成28年5月27日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

奈良市企業局建設工事成績評定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、奈良市企業局が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る工事成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに受注者の指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象とする工事は、原則として契約金額が130万円を超える工事とする。

（評定の内容）

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の出来形及び品質等について評価するものとする。

（評定者）

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、一般監督員、主任又は総括監督員（以下「監督員」という。）及び検査員（奈良市企業局工事検査規程（昭和62年奈良市水道局管理規程第4号。以下「規程」という。）第2条第3号に規定する検査員をいう。以下同じ。）とする。

（評定の方法）

第5条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、工事ごとに的確かつ公正に行うものとする。

2 前項の規定による評定の結果（以下「評定結果」という。）は、評定者が規程に定める工事しゅん工検査成績調書に記録するものとする。

（評定の時期）

第6条 監督員は工事がしゅん工したときに、検査員は規程に定める検査を実施したときに、受注者等立会のもと、それぞれ評定を行うものとする。

2 検査の結果、当該工事に手直し等が生じたときは、手直し等を実施する前に評定を行うものとし、手直し等を実施した後の再評定は行わないものとする。

（評定結果の提出）

第7条 評定者は、評定を行ったときは、その結果を記録した工事しゅん工検査成績調書を奈良市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出するものとする。

（評定結果の通知）

第8条 管理者は、前条の規定による工事しゅん工検査成績調書の提出があったときは、評定結果を工事成績評定結果通知書により遅滞なく当該工事の受注者に通知するものとする。

2 前項の通知に係る事務は、規程第5条に定める検査実施の区分に応じ、それぞれ検査を実施する課（これに相当するものを含む。）において行うものとする。

（評定の修正）

第9条 管理者は、前条第1項の規定による通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めたとき（工事しゅん工検査完了後において目的物の引渡しを受けた場合で、かつ、かし担保期間中に評定の修正を要するかが判明

したときに限る。)は、評定を修正するものとする。

2 管理者は、前項の規定により評定の修正を行ったときは、工事成績評定修正結果通知書により遅滞なく当該工事の受注者に通知するものとする。

3 前項の通知に係る事務については、前条第2項の規定を準用する。

(説明請求等)

第10条 第8条第1項又は前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、評定の内容について、工事成績評定の結果に関する説明請求書により管理者に説明を求めることができる。

2 管理者は、前項の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書により回答するものとする。

3 前項の説明に係る事務については、第8条第2項の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「通知」とあるのは「説明」と読み替えるものとする。

(評定結果の報告)

第11条 評定結果が55点未満であった場合には、検査を実施する課の長は、奈良市企業局入札参加者等審査会委員長へ当該評定結果を報告するものとする。ただし、前条第1項の規定による説明を求められたときには、報告を留保することができるものとする。

(評定結果の公表等)

第12条 管理者は、第8条第1項又は第9条第2項の規定による通知を行ったときは、当該通知に係る評定結果について通知した日の属する月の翌月に公表するものとする。

2 前項の公表は、奈良市役所行政資料コーナーに当該評定結果に係る工事成績評定点一覧表を備え置くことにより行うものとする。

3 前項の工事成績評定点一覧表は、公表した日の属する月の翌月から起算して1年間備え置くものとする。

(様式)

第13条 この要綱について必要な様式は、管理者が別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に締結した工事請負契約に係る工事については、なお従前の例による。

(平成28年5月27日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第45号

平成28年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますの

で、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成28年5月2日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成28年5月10日(火) 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第3号 「教科書会社の謝礼問題等」に関する検証及び今後の方針について

議案第4号 平成28年度第一回奈良市教職員分限懲戒審査委員会への諮問について

議案第5号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について

議案第6号 平成28年度奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第7号 平成28年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

議案第8号 平成29年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第9号 平成28年度コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)準備委員会委員の委嘱又は任命について

議案第10号 平成28・29年度奈良市少年指導委員の委嘱又は任命について

議案第11号 平成28年度奈良市教育支援委員会委員・調査員の解嘱及び委嘱又は任命について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 4月～5月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年5月2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会平成28年5月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成28年5月6日

奈良市農業委員会

農地部会長 中 田 武 文

1 日時

平成28年5月13日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 中央棟6階 第2研修室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（4月専決処理分）
- (4) 水田利用転換届出について（4月専決処理分）
- (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (6) 知事許可について（4月許可分）
(平成28年5月6日揭示済)

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成28年6月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成28年5月27日

奈良市農業委員会
農政部会長 松 村 檜太郎

1 日時

平成28年6月3日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

報告

- 報告第1号 遊休農地解消モデル事業の実施にかかる経過報告について
- 報告第2号 平成28年度農業施策に関する要望の回答について
- 報告第3号 農業に関するアンケートの集計結果について

議案

- 議案第1号 平成29年度「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書（案）について
- 議案第2号 なら農業委員会だより第62号の発行について

(平成28年5月27日揭示済)

正

誤

平成28年3月23日付け奈良市公報第322号

ページ	段	行	誤	正
12	左	下から3	通知)	通知) 別紙放課後児童健全育成事業実施要綱別添1
13	左	上から11	消費税仕入控除税額報告書	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
13	右	上から2	本部の	当該本部、本社、本所等の
13	右	上から4	仕入控除税額	仕入控除税額に相当する額
13	右	上から11	当該の期間	当該期間
13	右	上から12	、又は	又は
15	左	下から12	改正後の規定	改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定

平成28年7月12日付け奈良市公報号外第8号

ページ	段	行	誤	正
69	右	上から7	同項	同表の2の項
74	左	上から1	同項	同表の10の項
74	左	上から12	同項	同表の11の項

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。